

Ⅷ 旭市立琴田小学校 部活動方針

1 策定の趣旨

国が策定したガイドラインや県教育委員会が示した活動方針、旭市部活動方針を踏まえ、本校の実態に即した活動方針を定める。

2 活動方針

学校教育の一環として行われる部活動は、児童の自主的・自発的な参加によって行われる活動である。部活動で育成する力を教職員が共通理解し、豊かな学校生活の中で組織的・計画的に行われる教育活動である。

育成する力とは、豊かな人間性、学校生活の充実、好ましい人間関係の構築、自己肯定感・責任感・連帯感の涵養、規範意識の高揚、体力の向上や健康の増進、学習意欲の向上等であり、競技会における上位入賞や勝利至上主義ではない。

3 部活動について

- (1) 陸上部
- (2) 音楽部

4 活動について

○活動については、校長に活動計画を提出し承認を得る。

(1) 活動日

- ① 平日の練習日は4日以内とする。原則として木曜日は行わない。
- ② 休日(土曜日、日曜日、祝日)は原則として休養日とする。
- ③ 長期休業日の活動は、行わない。
- ④ 週間計画あるいは月間計画を家庭に知らせる。原則として週末あるいは月末とする。

(2) 練習時間

- ① 平日の練習時間は1時間30分以内(準備及び後片付けを含む)とする。
※活動時間は午後4時15分までとする。
- ② 児童の安全な下校に配慮し、同方面の複数下校や日没等を考慮した完全下校時刻を設定し、練習時間を決定する。(完全下校時刻は午後4時20分)

5 指導について

指導にあたっては、校長を中心に部活動担当者はもちろん、学級担任その他全職員が連携を密にし、相互の協力態勢を整え、活動状況や活動の実態を十分掌握し、さらに保護者とも連携を保ちながら活動を進める。

6 活動費用について

物品の購入や大会等への参加費等で必要となる経費については、事前に校長の許可を得るとともに、保護者への説明を行う。

7 指導にあたって <職員>

(1) 活動計画の作成

- ①目標 ⇒ ②年間計画 ⇒ ③練習全体計画 ⇒ ④一日の計画
- ⑤PDCA サイクルによる継続的な見直し

(2) 配慮事項

- ① 児童の自主性を尊重するとともに、指導者が適切な指導を行うようにする。
- ② 一部の児童に限ることなく、多くの児童に活動の機会が与えられるようにする。
- ③ 技能のみに重点をおくことなく、指導者と部員または部員同士の間人関係を深め、明るい雰囲気づくりに努める。

(3) めざす指導者像

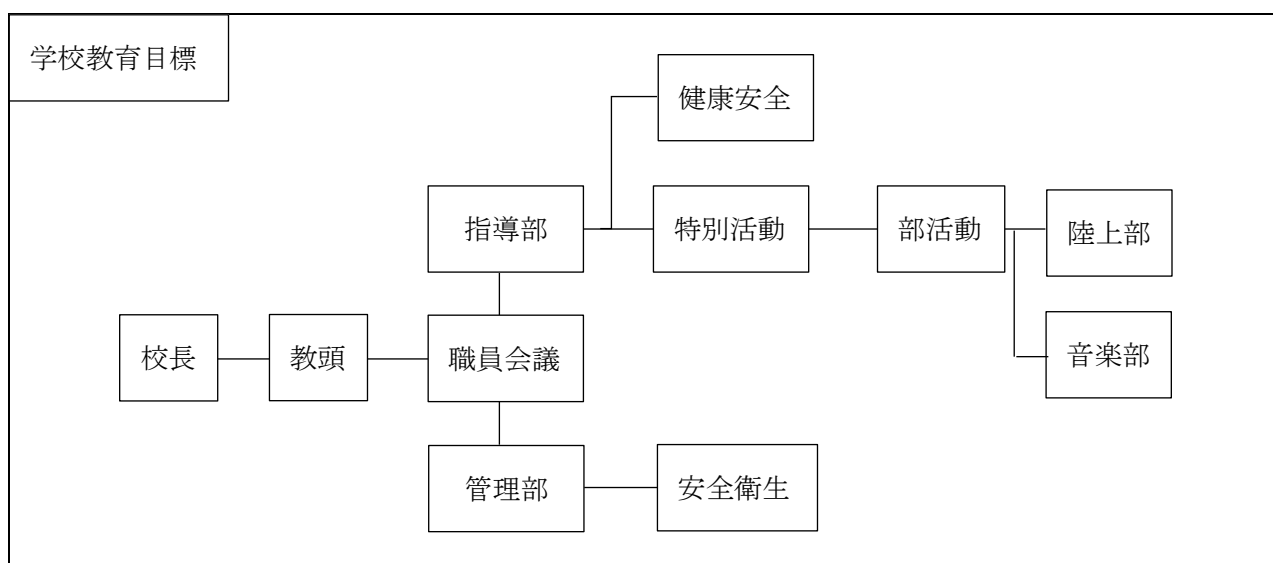
- ① 学校の部活動方針に沿って指導する。
- ② 児童の発達段階や健康状態に応じて、無理のない計画を立て指導する。
- ③ けがや事故の防止に努め、安全には十分配慮して指導する。
- ④ 緊急時の対応に備えておく。
- ⑤ 勝利至上主義に陥ることなく、活動の機会を平等に与えるなど、教育的配慮のもと指導する。
- ⑥ 日頃から保護者、学級担任との連携を図り、相互理解に努める。
- ⑦ 体罰とセクハラ行為の禁止はもちろんのこと、指導中の言動に十分注意する。

(4) 指導にあたっての禁止事項

- ① 密室における一対一での個別指導
- ② 児童への体罰や暴言
- ③ 不明瞭な金銭の管理と使用
- ④ その他適正な運動部活動の推進を阻害する行為

(5) 学校体制

- ① 校長を中心に、部活動担当者はもちろん、学級担任その他全職員が連携を密にし、相互の協力態勢を整える。
- ② 指導にかかわる教員の負担を軽減するために複数指導体制等の取組を行う。
- ③ 部活動を校務分掌に位置付け、主たる指導を行う者に負担が集中しないよう配慮する。



< 部活動にかかわる校内体制 >